



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 マナック株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉之原 祥二  
コ ー ド 番 号 4364 東証第二部  
問 合 せ 先 取締役管理部長 石井 潔  
( T E L 084-954-3330)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 70 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、平成 27 年 5 月 14 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 70 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規程の削除を行います。

また、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするための変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日：平成 27 年 6 月 24 日（水）

定款変更の効力発生日：平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第17条 当社の取締役は3名以上9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2)、(3) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li></ol> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第16条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は3名以上9名以内とする。</p> <p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役は3名とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>(2)、(3) (現行どおり)</p>

<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>(2)、(3) (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第18条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(2)、(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除・責任限定)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(定員)</u></p> <p>第28条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除・責任限定)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要なときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u>  <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u>  <u>(2) 監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第35条 監査役会に関する事項は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除・責任限定)</u>  <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)

(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

## 第 6 章 会計監査人の責任

第 38 条 (条文省略)

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。但し、緊急に必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 30 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(2) 監査等委員会の議事録は、これを 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人の責任

第 32 条 (現行どおり)

第7章 計算

第39条 (条文省略)

(新設)

(剰余金の配当の基準日)

第40条 (条文省略)

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

第42条 (条文省略)

(新設)

(新設)

第7章 計算

第33条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(期末配当の基準日)

第35条 (現行どおり)

(中間配当の基準日)

第36条 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第37条 (現行どおり)

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

当社は、第70回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。